

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください。

「静岡年末年始無災害運動」及び「合同安全衛生パトロール」の実施

年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検など非定常作業による労働災害が懸念されます。

静岡労働局、各労働基準監督署は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるよう、

『違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。』

をスローガンに、令和6年度静岡年末年始無災害運動を12月1日から1月15日まで県下一斉に実施しています。

また、この運動の一環として12月2日に静岡労働局と静岡労働基準監督署の合同による、三菱電機株式会社静岡製作所において安全衛生パトロールを実施しました。



工場内で説明を受ける笹局長(中央)と森署長(左)

パトロールの様子がSBS静岡放送で放送されました。

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/sbs/1591719?display=1>



労働者死傷病報告等の労働基準監督署への報告は電子申請が義務化されます



令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。

- ・総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
 - ・定期健康診断結果報告
 - ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
 - ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
 - ・有機溶剤等健康診断結果報告
 - ・じん肺健康管理実施状況報告
 - ・事業の附属寄宿舎内での災害報告
- また、電子申請時の帳票作成には、入力支援サービスが便利です。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化*されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今後、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握することを目的として、以下のとおり改正します。

* 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③について該当するコードから選択できるようになり、④については職種等別記入できるように記入欄が5つ新設されました。

- ① 事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産食品製造業
- ② 被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者・製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者
- ③ 傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 腰痛、負傷、閉塞、傷病部位：腰部>肩
- ④ 災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※ 電子申請義務化に伴う期間の取扱いについて
収入の手続きまでの作成とは異なり、イラスト等の「種別」のデータを併記してください。「種別」も手書き等で作成し、取得情報等で写真を添付してそのデータを添付していただいても構いません。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2024年12月10日(火) 職場におけるハラスメント対策シンポジウムをオンラインで開催します。
シンポジウムの概要は以下のリンク先からご確認ください。詳細は「職場のハラスメント撲滅月間」をご覧ください。
<https://www.wla-harassment.com/2024/12/10/>

冬休みに高校生等を使用する事業主の皆様へ ～年少者にも労働基準法等が適用されます～



リーフレット



確かめよう労働条件

高校生等の満18歳未満の年少者を使用する場合も、労働基準法等を守らなければなりません。労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、制限が設けられているので注意してください。



- 時間外・休日労働の禁止
 - PM10時～翌朝5時までの就業禁止
 - 足場の組立といった危険業務、バーなど遊興の接客業での就業禁止
 - 中学生以下の児童の使用禁止
- ※例外がありますので、詳細は上記の二次元コードでご確認ください。



請負適正化・派遣先オンラインセミナーの開催のお知らせ

■ 請負適正化セミナー

請負・業務委託により事業を行う発注者や請負事業者を対象としたセミナーです。適正な請負・業務委託のポイント、偽装請負のリスク、行政指導の事例を説明します。

開催日時 ※全日程同じ内容です

令和7年1月10日(金) ①10:00～11:30

令和7年1月16日(木) ①14:00～15:30

令和7年1月24日(金) ①10:00～11:30 ②14:00～15:30



■ 派遣先セミナー

労働者派遣を受け入れている(または受け入れ予定のある)派遣先事業所を対象としたセミナーです。労働者派遣制度の概要、公正な待遇の確保について説明します。

開催日時 ※全日程同じ内容です

令和7年1月17日(金) ①10:00～11:15

令和7年1月20日(月) ①10:00～11:15 ②14:00～15:15

令和7年1月27日(月) ①10:00～11:15 ②14:00～15:15



■ 開催方法・申込方法

静岡労働局HPよりお申込みください。

■ お問い合わせ先

職業安定部 需給調整事業課 電話番号：054-271-9980

働きやすい職場環境づくりのための 「オンライン説明会」を開催します



静岡労働局では、県内企業の働きやすい職場環境づくりを応援するため、**テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の説明会**を開催します。ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。ご参加される方は上記の二次元コードよりお申込みください。

開催日：令和6年12月19日(木) 10:00～

テーマ：労使トラブルには早めの対応を！

労使間でトラブルが発生したら？対応策、解決事例の解説や迅速な解決に向けて労働局が支援する制度を紹介します。

開催日：令和6年12月23日(月) 10:00～

テーマ：ハラスメント対策は事業主の義務です！

ハラスメントの相談事例をとおして、具体的な対応策、事業主の義務等について、わかりやすく説明します。

もにす認定事業主が富士宮市に誕生しました

障害者の雇用の促進や安定に関する取組の実施状況などが優良である「障害者雇用優良中小事業主（もにす）認定企業」として、9月19日に「株式会社佐藤工機」（富士宮市）を認定し、11月6日にハローワーク富士宮において認定通知書を交付しました。富士宮市では初の認定企業であり、静岡県内の認定企業は10社となりました。

【愛称（もにす）の解説】

共に進む(と**もにす**すむ)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。



(株)佐藤工機 代表取締役社長 佐藤様 (左)、
ハローワーク富士宮 坂田所長 (右)

ユースエール認定通知書交付式を行いました

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である「ユースエール認定企業」として、10月16日に「松林工業薬品株式会社」（藤枝市）を認定し、11月5日にハローワーク焼津において認定通知書を交付しました。

同企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的であるなど、複数の項目を満たしました。

これにより、静岡県内の認定企業は27社となりました。



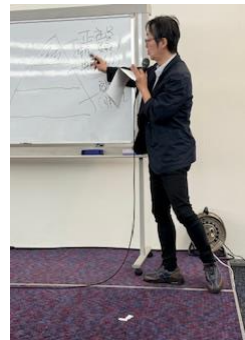
松林工業薬品(株) 代表取締役社長 松林 様 (右)
ハローワーク焼津 飯妻所長 (左)

11月に実施された「過労死等防止啓発月間」で行われた取組を紹介します

★「令和6年度過労死等防止対策推進シンポジウム」開催

11月6日、浜松市のプレスタワー17F静岡新聞ホールにおいて過労死等防止啓発を目的としてシンポジウムが開催され、県内事業者等が出席しました。本年度のシンポジウムでは、毎日新聞記者の東海林聡氏から『過労死・過労自死の背景を考える～低賃金労働が覆う雇用社会～』と題し、過労死・過労自殺の背景として非正規労働者の増加による職場内での正規・非正規労働者の分断の実情について基調講演が行われました。

また、ヤマハ株式会社産業医の山本誠医師からは時間外労働削減の取組事例が紹介されました。



東海林氏



山本医師

★静岡労働局長がベストプラクティス企業と意見交換を実施

過重労働解消キャンペーンの一環として、令和6年11月22日、笹労働局長が長時間労働削減に積極的に取り組む株式会社橋本組（焼津市）を訪問し、静岡県建設業課、同労働雇用政策課及び静岡県建設業協会を交え、橋本真典社長と意見交換を行いました。

意見交換では橋本組が「“超”働き方改革」と称して現在取り組んでいる完全週休2日制の協力会社等への働きかけ、DX技術の採用による業務効率化、完全フリーアドレスの採用、14か月にわたる新入社員研修など多岐にわたる実施内容について説明がありました。



建設現場も働き方改革@静岡



令和6年度第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催しました

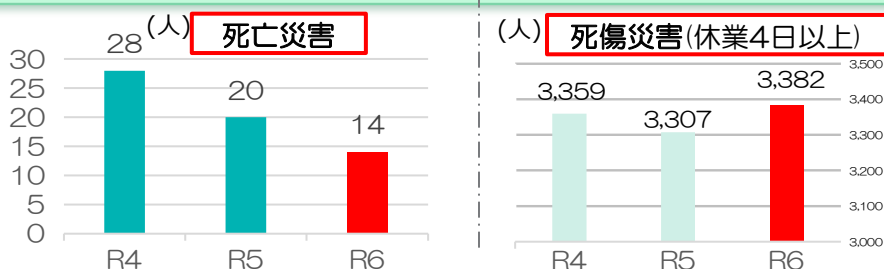


地域の関係者に参画いただき、令和6年度第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会を11月11日に開催しました。

協議会では、公的職業訓練の実績や、職業訓練実施機関、訓練受講者を採用した企業及び訓練を修了した方からのヒアリング結果等を踏まえ、地域の実情に応じた訓練のニーズについて協議を行い、令和7年度における「静岡県地域職業訓練実施計画」策定に向けた方向性（案）について、承認を得ました。



労働災害発生状況（令和6年10月末時点発生分）



令和6年10月末時点における県内の死亡災害は14人で前年同期に比べ6人減少、死傷災害については3,382人で前年同期に比べ75人増加しています。死亡災害については、**製造業で7人、農林業で3人、建設業で2人**、その他の業種で2人が被災しています。

また、死傷災害では、**825人が「転倒」**により被災し、全体の約**24%**を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業者への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の**運**動

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県有効求人倍率(令和6年10月)

<雇用情勢の概況>

令和6年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.12倍(全国35位)となり、前月と同水準となりました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。

